

鳴り砂

2-129号 (通巻 308号) 2024. 3. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

3.23 全国集会を成功させ、その力で9月再稼働を止めよう！

2月19日、東北電力は女川原発2号機の再稼働時期を今年9月ごろと発表した。1月10日に、追加の火災防護対策のため数ヶ月延長と発表していたが、今回、6月安全対策工事完了、7月原子炉へ核燃料装荷、9月原子炉起動というスケジュールを示し「われわれの検査や国の確認もあり、再稼働時期には不確定要素もある」としつつも、「これ以上遅れることはない」と強調している。

さらに2月27日、東北電力は女川原発2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について、宮城県、女川町、石巻市に対し事前協議の申し入れを行った。これは使用済燃料を乾式貯蔵建屋で空気の自然対流により冷却する施設だが、東北電力によれば、「使用済燃料プールが再稼働から4年程度で貯蔵容量の上限に達することから、発電所の敷地内で一時的に貯蔵する施設とし」1棟目は2028年3月、2棟目は2032年6月の運用開始を予定している。青森県六ヶ所村での再処理開始にめどが立たないための措置だが、安全性を考えれば2号機ではなく廃炉措置が行われている1号機の使用済燃料をこそまずは移すべきではないか。安全面より再稼働を優先し、新たに核のゴミを生み出すための燃料移動をそのまま認めることはできない。

さらにこれを受け、女川町と石巻市は、貯蔵施設で保管する使用済核燃料に独自の核燃料税を導入する検討に入ったと報道された。これは課税することで早期の搬出を促すのが狙いだとしているが、長期化すれば新たな「原発マネー」として、原発への依

存体質がさらに加速する恐れもある。

さらに避難のための道路建設も進められているなど、9月再稼働のアナウンスとともにそれに向けた動きが加速されようとしているなかで、私たちは福島原発事故の原点に戻り、二度と放射能におびえることのない社会をつくるため、あくまで女川原発2号機の再稼働を止める様々な動きを作り出して行かなければならない。3.23「STOP! 女川原発再稼働さようなら原発全国集会 in 宮城」の成功を皮切りに、この半年間さらに県内外で巨大なうねりを作りだしていこう！

●女川原発でも新たな検証の必要性を実感 ～「風の会つどい」での上澤さん講演

3月3日、仙台市戦災復興記念館で「風の会2024会員のつどい」が開かれ、「能登半島地震と志賀原発の現状～女川原発の再稼働を問う」と題した上澤千尋さん（原子力資料情報室）の記念講演が行われ、Zoom合わせて約60の方が参加した。（講演の資料と動画は風の会のHPにアップしています）

周知のように、1月1日に発生した能登半島地震は、これまでの原発の地震に対する対策を一変させる重大な問題を提起した。しかし、そのメカニズムはまだ十分に解明されてはおらず、また原子力規制委員会などでの検討もこれからだ。そうした中での最新の情報を、豊富な資料を基にお話頂いた。具体的には①2024年能登半島地震 ②志賀原発の状況

「ストップ! 女川原発再稼働 さようなら原発全国集会 in 宮城」

日時：2024年3月23日（土） 14時集会スタート 15時デモ出発

会場：仙台市勾当台公園市民広場

発言：鎌田慧さん（さようなら原発1000万人アクション呼びかけ人） 他

主催：さようなら原発みやぎ実行委員会

〈連絡先〉080-1673-8391（多々良） E-mail:hag07314@nifty.ne.jp

共催：さようなら原発1000万人アクション

と影響 ③女川原発の再稼働を問う、の3点だが、以下印象に残った点を報告したい。

①能登半島地震の特徴は、地震領域の長さが150kmにも及ぶのではないかと、震源から遠い志賀町でも震度7(2828ガル)を観測したこと、さらに地盤が4m以上隆起した(一方で沈降したところもある)ことである。

特に、動いたと言われる150kmの断層から20km離れた富来川(とぎがわ)南岸断層で50cm隆起し、しかもそれが海まで伸びているのではないかと指摘は、重要だと感じた。

②志賀原発の状況と影響について、まず起きたこととしては以下である。

- 1号炉の原子炉建屋地下2階で最大加速度399.3Gal
- 1号炉・2号炉とも0.5秒付近の周期でバックチェック時の基準地震動Ssを超過
- 1号炉の使用済み燃料プール浄化系ポンプが一時停止
- 1号炉・2号炉の使用済み燃料プールでスロッシングによる水あふれ
- 1号炉の起動変圧器で配管破損による絶縁油漏えい(3600リットル)
- 2号炉の主変圧器で配管破損による絶縁油漏えい(回収油量は19800リットル)
- (外部電源の)赤住線66kV、志賀中能登線500kVで碍子などの損傷確認
- 津波により、海面水位が3m上昇、1m降下
- 敷地内の各所で地面・基礎に変形

北陸電力は「志賀原発は、外部電源や必要な監視設備、非常用電源、冷却設備等については機能を確保しており、発電所に設置しているモニタリングボスの数値に変化はなく、外部への放射能の影響はありません」としているが、上澤さん指摘のように、外部電源も、またそれを受ける変圧器も両方損傷しており、しかも非常用発電機1台が一時自動停止するという事態も起こっており、決して電源確保が盤石な状態ではない。

また、今回私自身が初めて知ったのが、海に突き出た「物揚場」の中央部全体が35cm沈下して使えなくなったことや、構造物の基礎の損傷や道路の変形など各所で地震の影響が発生していることだ。

興味深かったのは、これらの影響を受けた地点を地図にプロットすると、かつて規制委員会の有識者会合が「活断層と解釈するのが合理的」と認めていた「敷地内活断層」に沿っていたという点だ。北陸電は追加データを示して否定し、2023年3月に活断層でないことが規制委員会で認められた。新規制基準では、重要施設の直下に活断層がないことを求めており、これが活断層だとすれば志賀原発の運転

は認められない。しかし、今回これが動いたとなると、やはり活断層と認めざるを得ないのではないかと、その思いを強くする重要な指摘だ。断層の挙動について知るために、舗装を取り除いてトレンチを掘るなどして厳正に調査することが最低限必要である。

さらに問題なのは、志賀原発では地震の想定をマグニチュード8.1としていたのに対し、今回の地震はマグニチュード7.6とそれよりは規模の小さな地震だったにもかかわらず、一部で基準地震動Ssを超えたことだ。これは、応答スペクトルを用いた想定が甘いことを示しており、他の原発の審査内容にも影響を与えるものではないかと思われる。

その上で③女川原発の再稼働を問う、というもののだが、まず一つ目は活断層の検討だ。東北電力は女川原発周辺でのいくつかの地震について検討し、内陸地殻内地震(内陸活断層、仙台湾の断層群~北上低地西縁断層帯192km)は、海洋プレート内地震などに包絡される(それより影響が小さい)ということになっている(上澤さんは192kmを検討すべきとしていましたが、一応東北電力は検討していたようです)。ただ、先にも述べたように、この応答スペクトルでの評価が果たして妥当なのか、またその活断層が動くことに伴い誘発される断層がないのか、検討が必要だ。

また、これは全ての原発に言えることだが、地震による地殻変動が審査において検討されていない、ということだ。もし女川原発で地盤が隆起し、取水施設から取水できなくなれば原子炉の冷却ができなくなる恐れもある。

そして想定するマグニチュードに対する地震動の算定が過小になっていないか、つまり女川原発で例えば基準地震動1000ガル以上の揺れがこないか、あるいは1000ガルで本当に大丈夫なのか、という問題がある。

規制委員会での審査でも、耐震評価にあたっては、基準地震動Ssから設定した入力地震動を基に、地震応答解析モデルを使って耐震評価をするのだが、その過程がブラックボックスで第三者が外部から評価することができない仕組みになっている。

さらに、その耐震評価でも一部想定発生値が許容値ギリギリだったり、あるいはせっかく試験をして実測値を計測しているのに、実測値ではなく解析値でごまかしていることが資料から散見されるという(風の会HP掲載資料のp58~64参照)。特に燃料プール冷却浄化系配管サポートという重要設備に関して、評価基準値205MPaに対し2011.4.7地震をもとに解析したところ算出値が204MPaとギリギリの値だった。1000ガルの基準地震動で本当に耐えることができるのか、これでは全く安心できない。

そしてこの講演では時間がなくお話し頂けなかったが、地震による原発事故災害時（複合災害時）の住民避難の困難さはいうまでもない。

以上から上澤さんは「女川原発は再稼働してはいけない」ときっぱりと言い切った。その後質疑応答に入り、時間をオーバーする活発な討論が交わされた。

能登半島地震も、また志賀原発の影響もまだ解明途上であり、今後さらに明らかになってくるのがでてくると思われるが、それらの解明とそれをうけた対策なくして、女川原発も、また他の全ての原発も、動かしてはならないことを、上澤さんのお話を

受け参加者は改めて確信した。

講演のあと、風の会のつどいを行い、昨年の総括と今年の方針を確認した。参加者全員が思いを語って、今年の闘いへの決意を深める機会となった。

（舘脇）



原発の電気は安くないことを事実上認めた東北電力

3月4日、東北電力本店で、女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクションと原発問題住民運動宮城県連絡センターが、2月9日付で提出した「女川原発の再稼働で電気代が安くなるという発言に関わる質問書」「能登半島地震が突き付けた原子力災害対策上の問題を直視して、女川原発2号機再稼働の中止を求める申入れ」の回答交渉が行われた。

この交渉のなかで、東北電力は「大島氏とは評価の仕方が違う」とは主張したが、再稼働が2号機だけだとした場合、原発の電気が割高になることを事実上認めた。（日本卸売市場での市場価格に比して）「中長期的な経済性や、安定供給の確保などを総合的に勘案し判断すべきと考えております」と東北電力は主張したが、これは「短期的」には経済性がないこと、さらに「安定供給できたとしても経済性がないこと」を認めたということだ。

今後ますます再生可能エネルギーは割安になる一方、安全対策工事や、「核燃料税」も含めたバックエンドコストの増大が予想される原発のコストは上がる一方で、すでに国（経済産業省）による原発のコスト支援の検討も報道されているように、「原発のコスト」は推進勢力のアキレス腱になりつつあることを今回の交渉は明らかにした。

以下、回答・質疑の概略です。詳細は風の会 HP。

「女川原発の再稼働で電気代が安くなるという発言に関わる質問書」

【Q1】 貴社は受電量がゼロであるにもかかわらず、原発からの購入電力料として他社に支払うために265億円もの経費を計上しています（柏崎刈羽1号機と東海第2）。受電量がゼロなのに巨

額の支払いをすることはきわめて不可解です。そこで、貴社と東京電力HDおよび日本原電との間でどのような契約が交わされているのかを含めてご説明ください。また、女川原発2号機と3号機に関わって、他社との間で類似の契約があるかどうか、また契約があればその内容も、説明してください。

〔電力〕回答は差し控えさせていただきたい。
※注 電気・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合に東京電力エナジーパートナー（株）が提出した「規制料金補正認可申請等の概要について」という資料p18に、東北電力に対して、「女川原発3号機、東通原発1号機」を対象に、その「人件費、修繕費や減価償却費等の原発を安全に維持管理する費用等」として、3年間で313億円を支払うことが記述されている。

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0045_03_03.pdf

【Q2】 大島堅一氏は、「原発の電気を調達する経費」を年1617億円と試算している。この試算に不正確な点や誤りがあれば、具体的に指摘して教えていただきたい。

〔電力〕不正確、もしくは誤りといった数値はございません。

【Q3】 貴社は、女川2号機による発電電力量は料金算定期間の平均で年38.67億kWhとしている。原発の電気を調達する経費を年1617億円とすると、原発の電気の調達原価は41.82円/kWhと試算される。JEPX（日本卸電力取引所）から電気を調達する場合の単価について、貴社は20.97円/kWhとしている。原発からの電気の調達原価は、その約2倍にもなります。女川2号機を再稼働させ、加えて他社の原発からも電気を

買って原発依存を続けるよりも、JEPX から電気を調達した方が、はるかに安いのではないですか。〔電力〕ご指摘の根拠になっている原発の電気を調達する経費につきましては、すでに廃炉を決定しております女川1号機を含め、女川2号機以外の費用も含まれていると考えています。これらの費用については、女川2号機のみの方電力量より市場価格と比較することは、当社としては、適切ではないと考えております。また、原発の再稼働にあたりましては、中長期的な経済性や、安定供給の確保などを総合的に勘案し判断すべきと考えております。電源の調達を、日本卸売市場のみに依存することは、国際情勢の緊迫化などによりまして、多大なリスクを負うものと考えており、短期的な市場価格のみで判断すべきではないと考えております。

〔市民〕現実には3号機は未申請で、1号機は廃炉になっているので、売電があるとすれば2号機です。原子力部分の経費を考えた場合、今は高くつくものになっているのではないかというのが私どもの問題意識です。今は2号機しか売電はできないので42円近くの単価になってしまう。

【Q4】 貴社は、送配電関連費を含む総原価は年1兆9743億円、年間販売電力量は687億kWhとしている。大島堅一氏は、女川原発の再稼働による372億円の原価軽減効果を年間販売電力量(687億kWh)で割った単価は0.54円/kWhなので、使用電力量が月260kWhの標準家庭では、料金の引き下げ効果は計算上、月額140円になると試算しています。一方で、「原発の電気を調達する経費」は年1617億円におよび、年間販売電力量で割った単価は2.35円/kWhになるので、標準家庭は原発の費用として月611円を支払っている計算になるとし、その結論として「月140円安くなるために、611円を支払うことが不合理だ」と指摘しています。この指摘について、貴社のお考えをご説明ください。

〔電力〕大島氏の評価に関しましては、女川2号機の再稼働による効果と、当社の原子力に係るすべての費用を比較するように、原価低減効果の見方ですとか、原子力発電費用の対照範囲とか、前提条件の置き方によりまして、結論が変わってくるものと考えております。

〔市民〕長いスパンで考えるということだけでも、再処理をどうするかとか、使用済燃料をどうするかとか、今度は乾式貯蔵庫を建設して維持管理していくという、そんな経費もいろいろかってくる。けっして、原子力発電が安価であるとは言えないと思う。

【Q5】 略

「能登半島地震が突き付けた原子力災害対策上の問題を直視して、女川原発2号機再稼働の中止を求める申入れ」

【要望1】 能登半島地震が突き付けた課題を直視して、女川原発の原子力安全(原発の耐震安全性)を抜本的に見直す取り組みを早急に開始すること。

〔電力〕電気事業連合会で、当社をはじめ他の電力会社・プラントメーカーと共に、能登半島地震を踏まえた原発の安全構築に向けた業界の取り組みをすでに始めている。①地震や津波の検証 ②発電所設備への影響 ③核防護施設への影響の検証 ④現場状況の確認や情報発信の検証。以上の検証作業において得られたものについて、必要と判断するものについては、発電所の運営・管理に活かしていく。女川2号はプレート間地震などについてしっかり評価した結果、(基準地震動は)1000ガルになっている。また、海底内にある断層もボーリング調査等して、影響がないということを確認している。ただ何か新たな知見があれば検討していくという視点に変わりはありません。どれくらいの断層の規模で検討していたのかということ、発電所から大体5㎞から20㎞圏内にある過去に動いた断層、また仙台湾にある断層、こういうものをしっかり評価している。女川ではいまのところ対策が必要ない。

〔市民〕「海底の活断層について、30㎞圏内、100㎞ぐらいまで音波調査をやったのか。」「どう考えても、地震や津波、断層の連動、北陸電力は見てなかったのだから、その点の再検証・再評価が必要と考える。今から1年、2年かかる。女川2号機の再稼働をその前にやると言っているが、能登半島地震の知見を反映させずに、2号機の再稼働するのは非常に問題がある。」「志賀原発は停止していたので、被害が拡大する問題が起こるのを防げた。そういったことを含めて評価すべきで、対策を考えるべき。」

【要望2】 女川原発の原子力災害対策(広域避難・屋内退避等)の抜本的な見直しが必要。

〔市民〕「原子力規制委員会が東京でやった市民との場で、被ばくを前提にすることを明言している。津波と地震による被害対策を優先させて、避難は二の次だ。」「規制委委員長が、自然災害は我々の関知外で責任はありませんと言っている。いわばどんな地震や津波が来ても、道路の寸断もなければ、家屋の倒壊もない、そういう前提で原子力災害対策、避難計画ができています。事実上、原子力災害対策は破綻したと自ら認めた。」

(館脇)

2.22 東北電力回答と意見交換会

これ以上廃棄物の発生を増やさないため原発を止める働きかけを

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫

2月22日（木）午前11時から、東北電力本店で岩手4・宮城2団体からの事前提出質問要請の回答が口頭でありました。次いで重点とする項目の回答に関わり一通り確認や質問を行ってから、参加者のフリートークによる意見交換会が持たれました。東北電力は原子力企画課長松川氏他5名が対応、市民側は岩手から4名、宮城から6名が参加し、1時間10分ほどの会合でした。

電力から、会合へのマスコミ取材はなしとくぎをさされておられ、会合後、宮城県庁で市民6名が参加し記者会見を行い、取材は2社（河北新報と東北放送TBC）でした。

* 議事録は、まだ修正の可能性があります、下記のURLに掲載しました。

<http://sanriku.my.coocan.jp/240222record.pdf>

* 質問要請書は

<http://sanriku.my.coocan.jp/240116touhokuE.pdf>

A. 会議を通してわかった東北電力の姿勢、主な点 についてのまとめ

I. 1号機クレーンに関わる質問

- ① 亀裂の入った支持台座の新品交換が済、クレーンが使用できるようになった。屋上階のプールにある使用済燃料821体は2027年度までに3号機屋上階にあるプールに搬出する。
- ② 1, 2, 3号機屋上階のプールにある使用済燃料を地上に下ろしプールや乾式貯蔵の予定はない。
- ③ 2, 3号機の天井クレーン支持台座についてはX線検査はせず目視でひびがないことを確認している。
- ④ 2号機の基準地震動1000ガルによる天井クレーンの最大加速度は2800ガルと想定している。これに支持台座が耐えるかどうかは答えず。
- ⑤ クレーン支持台座に亀裂ができてても走行に影響があるが、クレーンの安全機能（本体が落下しないこと、吊り下げた燃料等を落下させないこと）は保たれている。支持台座の耐震性確保についての耐震基準はない。

II. 原発再稼働に関わる質問

- ① 環境影響評価（重大事故時の環境放射能汚染評価）特定のプルームの方向を示すことは返って避

難行動を混乱させ被ばくの危険性を増大させると考える。よって当社としては行わない。（東海第二原発について日本原電は実施している）

- ② 2号機の屋上階壁の剛性低下7割であっても、強度は低下しておらず構造上問題なし。
- ③ 2号機原子炉圧力バウンダリーの固有周期は0.09秒その他は商業秘密で非公開である。
- ④ 特定重大事故等対処施設完成（2026年12月予定）後に再稼働する予定はない。

III. 能登半島大地震を受け、原発再稼働の見直し等に関する質問

- ① 原子力発電所の再稼働を実現することにより、2050年カーボンニュートラルの達成につなげてゆきたい。
- ② 当社を含む原子力事業者としても、高レベル放射性廃棄物の発生者として基本的な責任がある立場から、国やNUMOと連携し、地域の皆様との対話活動などを通じて、全国の出来るだけ多くの皆様の関心やご理解を賜るように、取り組んでいるところです。
- ③ 女川2号機の運転再開を単なる再稼働ではなく、新たに生まれ変わるという決意を込めて、再出発と受け止めております。安全確保を最優先に再稼働に全力で取り組む。
- ④ 能登半島地震について、これまでに当社が把握している志賀原子力発電所の状況を見ると、現時点においては、女川原子力発電所で追加対策や工事が必要などの影響はないものと判断。

B. 上記姿勢に対するコメント

I. について

- 1) 屋上階使用済燃料プールにある、超危険な使用済燃料の公衆リスクを無視している。1号機821体、2号機1263体、3号機706体、1号機の燃料を3号機へ2027年度まで搬出。老朽化し剛性が低下しているプールの水が抜けると重大事故になる。早急に、地上で保管（プール、もしくは乾式貯蔵）するべきです。
- 2) 2, 3号機の支持台座の点検を、X線検査をせず目視だけで済ませている。2号機が運転中に大地震が来て、台座の細かい目に見えないヒビが亀裂まで広がったなら、プール中の使用済燃料そして原子炉中の燃料も取り出せなくなる。また台座の亀裂修理に1年半もかかったのに、「クレーン

自体が求められる機能は失っていない、台座の耐震は要求されていないから問題なし」と回答があった。重大事故は想定外のことが重なり起こる、支持台座が壊れたならクレーンは動けなくなる。最も危険な使用済燃料の取り出しができなくなる。耐震に関わる危機管理意識の欠如がはなはだしい。世界一地震の影響を受ける原発とされていることを重く厳しく受け止めていない。

3) トラブルの報告を迅速にしようとする姿勢がない。 → 質Ⅰの⑦の回答

Ⅱ. について

1) 事故時の環境汚染シミュレーションをしない。 避難計画はさまざまな条件（事故の大小、放出放射線量、季節、気象状況、道路寸断等）に合わせて行うことになる、これらのシミュレーションがなければ、事故時実際の避難が効果的なものにならない。これは、茨城県にならない、宮城県が東北電力へ、作成を要請するなどの対応をすべきものであろう。

2) 2号機屋上階耐震壁の剛性が7割低下しても、強度は低下しておらず問題なしとしている。建築資料に「建屋の柱が負担する地震力は剛性の大きさに応じて変わる」と解説があった。壁の剛性が低下すると壁の柱は地震力に耐えられなくなり、健全性が低下するのではないか。東北電力の資料に「耐震壁に地震の揺れで「圧縮力」と「引張力」の双方を受ける。コンクリは「圧縮力」に強く「引張力」に弱いという特性がある。」と出していた。耐震壁のコンクリにヒビが入ると圧縮力が弱くなり、壁内の鉄筋は地震時に大きな圧縮力を受けることになり、耐震壁の圧縮強度は弱くなり壁の強度は低下するはずだ。

* 2号機の屋上階の耐震壁には、ヒビが1130箇所あると東北電力が調べ公開している。

3) 放射能で汚染された安全上重要な施設の耐震補強は本当に実施されたのか。 → 質問④

4) 特定重大事故等対処施設完成後に再稼働をするべきではないか。

これはテロ対策施設であり、緊急時対策建屋をすでに建ててありこちらで重大事故対応ができるとの回答があったが、稼働後にテロやミサイル攻撃がないとは言えない。できるだけの手立てを講じた後に稼働することが求められる。

Ⅲ. について

1) 想定外の能登半島地震により志賀原発での被害、モニタリングポストの損傷、道路の寸断等の検証により原発安全規制の見直しが多々あるはずだ。この見直しと対策が講じられてから、稼働が検討されるべきである。

2) 原子炉廃棄物の処分場が全く決まらないまま、高レベル廃棄物を増やすことは、無責任で容認できない。これは東北電力の行動原則4（環境保全等に取り組む）、行動指針4の2（廃棄物の発生の抑制）とあるがこれに逆行している。カーボンニュートラルのため原発稼働とし、処理できない超危険な廃棄物を増やす理屈は成り立たない。

3) 福一原発事故では十数万人を難民にした。珠洲原発が建設・稼働していたならば、能登半島地震で、第二の福一原発事故となり、大量の避難民が発生した可能性がある。東北電力の行動指針の冒頭には「公益事業を担う強い使命感」とある。公衆の利益を担う電力事業の事故で公衆を大量に露頭に迷わせる最悪の事態を作り出して責任を取っていない。「お客さまと地域によりそう」などと文字を並べているが、本当に地域の人たちに真実を説明し判断を仰いでいるのか、これも逆行している。電力は公益事業であるならば、このような超危険な原発に手をだせないはずだ。

おわりに <地上での乾式貯蔵：一部受け入れられた私達の要請>

2月22日の電力との意見交換会の3日後、25日の報道で、東北電力は女川原発敷地に乾式貯蔵棟を2棟建設するとありました。22日の会合で松川課長はこのことに触れず、「1号機の使用済燃料を3号機に移す、2,3号機から取り出しへの対応は現時点で考えていない」との回答でした。私達への回答後にこのような計画が公表されたことは、松川課長は乾式貯蔵計画を承知の上、偽りの回答をしたことになります。1年4ヶ月前の2022年11月に行われた私達と電力との意見交換会、2023年5月の宮城県、8月の石巻市・女川町首長要請において屋上階プールの使用済燃料は危険であり、これを取り出し地上保管をするように申し入れてきました。今回の回答で市民の要請に応えたことにしたくないため、事実を隠し市民への背信的対応をしたのでしょうか。しかしともかく、現に原燃屋上階に存在する危険な使用済燃料を、地上で乾式貯蔵する方向になったことは、事故のリスク軽減になり、私達の要請が受け入れられたことであり、まずは歓迎します。

回答は1号機の燃料を2027年度までに3号機に搬出するとのことでしたが、乾式貯蔵の開始予定は2028年3月であり、年度は一致しています。乾式貯蔵の対象使用済燃料は18年以上経過したものになっており、1号機の古い使用済燃料を3号機屋上プールへの搬入ではなく、完成した乾式貯蔵棟へ搬入し保管される可能性が強いように想定しておりますが、果たしてどうなりますか。今後は各号機の屋上階にある使用済燃料の乾式貯蔵を求めつつ、これ以上廃棄物の発生を増やさないため原発を止める働

きかけを強めていきましょう。

宮城県のみなさんのご協力に感謝しつつ、報告といたします。

○記者会見を実施するかどうか迷ったのですが、意を決して行い、『河北新報』で報道され、他県でも心配していることを示すことができ良かったです。

*使用済燃料の貯蔵プールの設置箇所は炉型により異なっています。BWRは屋上階、PWRは地上に設置されています。

○岩手の会報の報告

<http://sanriku.my.coocon.jp/no.254.pdf>



東北電力：裁判体の変更を目論み「裁判引き延ばし」戦術に！

女川原発再稼働差止訴訟原告団長・原伸雄



仙台高裁が、昨年5月14日の仙台地裁「門前払い判決」から一転し、大きな注目を集めた「今後の進行についての考え方」「判断枠組み」について出した（メモ）がこれです。

10月2日の控訴審、第一回期日後の進行協議について、法廷での控訴人らの求めに応じて、仙台高裁（瀬戸口裁判長）は、以下の（メモ）を作成し、翌日に送付して来ました。

第一回口頭弁論期日後の進行協議期日における
確認事項（メモ）

仙台高等裁判所第3民事部
令和5年10月3日

1. 控訴人らにおいて、次の観点から主張を整理した準備書面を本年12月4日までに提出する。
 - (1) 原子力災害対策指針に照らし、本件避難計画がどのような点において具体性ないし合理性を欠くことが明らかで、これを確認ないし了承した女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があるといえるのか。
 - (2) それによって人格権侵害の具体的危険性が認められるのはどの範囲の地域住民なのか。
 - (3) 控訴人らの居住地が本件防災計画にいうPAZ、UPZ、準UPZのどれに当たるのか。

2. 控訴人らにおいて、本件避難計画を確認した第2回女川地域防災協議会の議事録要旨、これを了承した第10回原子力防災会議の議事要旨と併せ、原審で未提出の女川地域防災協議会作業部会の議事概要ないし資料のうち必要と認めるものを書証として前同日までに提出する。
3. 被控訴人において、本件避難計画の概要版を本日から遅くとも1か月内に書証として提出する。

この上記に示された仙台高裁の「判断枠組み」は、私たちが仮処分裁判以来一貫して求めてきた主張に沿うものです。控訴人らは、求められた書面と証拠を11月2日に提出するとともに、併せて被控訴人に対して「反論があるなら第二回期日の1週間前の1月24日まで提出すること」を求め、裁判所が、原審とは全く異なった「進行の考え方」「判断枠組み」を示した下で、被控訴人がどのような「反論」をしてくるのかを大変注目していました。

ところが、なんと！1月27日になって、「反論はするが、2月末になる」と、裁判所への電話での連絡という驚くべき対応でした。私は、被控訴人らの不誠実な対応に怒りを禁じえませんでした。

満員の傍聴席、報道8社がつめかけた法廷には、失望と怒りの空気が流れました。

法廷後の報告集会において、小野寺信一弁護士団長が示したコメント（要旨）は次の通りです。

1. 控訴人は、裁判所に求められた書面等を11月2日には提出しており、時間は十分にあった。被控訴人の対応は「裁判の引き延ばし」としか考えられず遺憾である。
2. 2月末に出される被控訴人の書面に対して、3月末までに徹底した反論を提出し、4月17日に

備えたい。

3. 5月に定年を控えている裁判長が、(最高裁所掌の)4月の人事異動でどうなるか?裁判体が変更し、昨年10月2日に示された高裁の方針(上記メモ)が見直されることが懸念される。
4. 本件は、高裁でいずれが勝っても負けても最高裁までの争いとなる。当面、3月末までに提出する被控訴人の書面への反論に全力を尽くしたい。

この小野寺団長のコメント3が指摘しているように、この被控訴人の「裁判の引き延ばし」戦略の狙いが「今の裁判体での判決を避けたい」ことにあるのは歴然としているのではないのでしょうか。

私たちとしては、現在の裁判体での結審、判決を強く期待していますが、4月の人事異動で、国策に忖度色の強い最高裁が、仮処分の仙台地裁の時のように、再稼働容認の裁判長を高裁判事に異動してすることも考えられます。

被控訴人は、2月末まで回答が出来なかった理由に、1月1日の能登地震との関係を述べる可能性もありますが、能登地震が示した核心は、私たちの裁判での主張立証内容が現実となってしまったことであり、「内閣府主導で作られてきた避難計画が完全に破綻したこと」「原発は再稼働すべきでない」ということにあります。

しかし残念なことに、政府や電力事業者、規制委員会、地方自治体関係者から、その声は上がっていませんが、裁判所は、被控訴人に、反論・回答に当たっては「すべての関係機関から十分な聴取を行った上で行うこと」を強く求めました。いよいよ、ますます私たちの4月17日の控訴審が極めて重要な意義を持つこととなります。

私は、共同通信の取材に対して「懸念していたことが現実となってしまった」とコメントしましたが、2月末の回答で被控訴人がこのことに触れてくるな

ら、私たちは能登地震の教訓を反論の中で徹底的に論ずる機会ともなります。

そもそも私たちの裁判の争点については、高裁メモが指摘している点にあり、被控訴人が確認事項(メモ)のスケジュールを誠実に履行して回答・反論の提出さえ行っていれば審理は尽くされ、1月31日での結審も可能であっただけに、被控訴人の対応はかえすがえすも遺憾であり、「引き延ばし戦術」は不誠実の極みと言わなくてはなりません。

しかし、被控訴人の思惑通りに、もし裁判長が交代しても、二人の陪審は残ります。諦めることはありません。私たち控訴人らは、被控訴人らの2月末までの「回答・反論」を踏まえ、3月末までに提出することとなった徹底的・総まとめ的な書面の提出に、全力を挙げます。

被控訴人(東北電力)は、2月19日、女川原発2号機を9月ごろに再稼働することを公表しました。能登半島地震を受けて、原子力災害対策指針の見直しに数ヶ月かかると原子力規制委員会が表明しているにもかかわらず、見切り発車のゴーサインですが、避難計画の破綻がはっきりしたのに本当に再稼働などできるのでしょうか! その前に再稼働を止めるための勝利判決をもぎ取りたいと思います。

「3・23女川原発再稼働反対全国集会 in 宮城」を大成功させ、世論を盛り上げて、最高裁へは(いずれかの当事者が上告するのは確実なので)、仙台高裁の控訴審での勝利判決をもって臨めるようにしたいものです。

その最高裁前では、いわき訴訟はじめみやぎ訴訟を含め「国の責任を認めなかった6・17判決を覆す」ための行動が展開されています。こうした行動とも連帯して、もう一度大きな世論を起こして、裁判所にまともな判決を求める闘いを繰り広げてまいります。(2024年2月20日)

●次回期日 4月17日(水)15時

脱原発仙台市民会議、避難計画を仙台市に問う



1月30日の仙台市防災計画課との交渉には15名の市民と市議会議員1名が参加されました。市民からは「避難者は一時も早く目的地にたどり着きた

いと願っている。安定ヨウ素剤の準備・配布も必要では。」「原子力災害は単独事故では考えられないから、複合災害を前提にすべき。」「女川は日本海溝に一番近い原発で、しかも牡鹿半島沖は断層の巣で連動する断層地震の怖さがある。評価のし直しが必要。」など、現在の宮城県・仙台市の避難計画を批判しました。仙台市は「備蓄物資は自然災害に備え、東日本大震災当時の最大避難者数である10万6千人に加え、災害対応職員1万人の合計11万6千人×2

日分用意している。原子力災害による石巻市、東松島市からの避難者の食料等は、避難元自治体で準備するべきものだが、必要な場合は本市の備蓄等を活用することも想定している。災害時の連絡手段には、災害時優先電話および衛星電話等を備えている。東松島・石巻市民のために83か所の避難所を開設す

るが、避難所では1カ所あたり6人の市職員を配置する計画（総務・広報班2・運営班2・誘導班2）」と説明。複合災害対応については、「国や県の能登半島地震による見直しを待つ」としました。市民会議は5—6月に再度懇談を要望する予定です。（広幡）

原発事故の居住権問題を災害救助法で裁くこと自体が無理

原発避難者の住宅追出しを許さない会 山根

福島原発事故で都内に避難した区域外避難者2人の住宅追い出し裁判は、1月15日に仙台高裁が一審福島地裁判決を全面支持する不当判決を言い渡しました。2人の当事者は、怒りをもって現在、上告の手続き中です。

最高裁で問題にしたいのは主に2つです。一つは、そもそも福島県に提訴を行う資格はない、という原告適格性問題。もう一つは、原発事故を想定していない災害救助法だけで裁こうとするのは無理があり、実態と法がかけ離れた現実の中で避難者を切り捨てた、という人権問題です。

福島県は、2017年3月の住宅無償提供打ち切り以降、国から2年間国家公務員宿舎を借りて、それを避難者に使わせる激変緩和策を出しました。国に使用許可申請を提出し、国が避難者の居住に充てる目的で許可する。県は、避難者との間でセーフティネット契約を結んで住ませ、家賃相当分をとる、という構図です。

ところが2人は、入居の意思を示しながら、当時は無職であったこともあり、セーフティネット契約は結びませんでした。国の許可書に「期限が過ぎたら原状に復して返還せねばならない」との規定があるので、県は国に代わって退去を求める裁判を起こしたのだと言いますが、それは国と県との関係の話。そもそも2人は、県と契約書を交わしていないので、県との利害関係は生じていません。県は、2人から契約をとれなかった時点で、国への使用許可申請メンバーから外せば終わっていた話です。同様に契約をしなかった他の居住者は、福島県からは何も言われていません。

もう一つの問題は、避難者に対し、政府・県知事が避難生活の実態を調べて住宅提供を続けるか、公的住宅など代替措置をとってれば、このような紛争は起きなかった。都営住宅入居を希望した避難当事者を、15回も落選させて追い込むこの国の無策ぶりは、人権問題です。

法の欠缺の背景には、自然災害と原発災害の大きな相違が無視されているところにあります。津波・地震・火災・水害などに対応した災害救助法では、まずは体育館・公共施設等へ避難し、二次避難で借り上げた宿泊施設等に移る、その間被災地のそばにプレハブ仮設住宅（建築基準法上2年間使用）を建設、その後に災害復興住宅を建設する、というのが一般的な流れです。原発事故の場合は、少しでも災害原因から遠ざかろうと、一挙に多くの人々が全国に避難するのが特徴です。また、インフラ整備がされても、山は除染されず、土壌汚染・放射線管理区域状況が続くために、戻るのにはかなりの時間を要します。

一方、避難先の自治体は、多くの人々が流れてくるため受け入れが間に合わず、みなし仮設住宅として民間賃貸住宅や公営住宅などを借り上げる形で対応します。しかし、被災県外では、公的住宅の買取や災害復興住宅の建設が義務付けられないため、長期的な住居確保は不安定な状況に置かれます。そんな中での一方的な打ち切りで行き場を失ったのが、2人でした。

原発避難の実態に現行法が追いついていない事実を認め、法の欠缺状態の下で、上位法（憲法、国際人権法）を法根拠に災害救助法等の拡大運用をすべきことなどが問われていました。しかし、福島地裁も仙台高裁も、根本問題から逃げました。判決は、福島県知事の住宅提供打ち切りの判断は災害救助法に照らして違法ではない、裁量権の逸脱ではない、激変緩和措置を取ったし手続き上瑕疵はない、といった全般的な外れな言い訳でした。

日本政府は、原発避難者を「国内避難民」と認め、復興庁は、全国自治体に国内避難民に関する指導原則の遵守を通知しています。国家公務員宿舎の家主である財務省は「居住避難者を提訴するつもりは今後もない」（23年11月17日）と明言しています。2月1日国会で岸田総理は「関係省庁において（国連人権理事会）勧告の内容を十分に検討

することとしており、無視しているというわけではない」と答弁。ならば、福島県が国に代わって訴えたというこの提訴を取り下げさせ、解決に乗り出す責任があるでしょう。

司法には、最低でも、差し戻して再審にはかる、原発事故に見合った災害救助法改正なり法の新設など、意見する役割があるはずだと思います。

能登半島地震で仮に原発事故が併発していたら、遠方への脱出・屋内退避もできないためゾッとしま

したが、そうでなくても避難者の住宅確保に汲々としている対応に、人権意識の低さを痛感します。今後は、最高裁で闘う反原発関連の他の訴訟との連携、原発避難者の居住権と国際人権法を焦点にした訴えを、広げていくつもりです。

※ 係争中にもかかわらず、福島県の申立てにより、避難者が避難先住居からの強制退去を迫られています。緊急署名にご協力ください。

<https://www.change.org/Jutaku-240311>

女川原発UPZ住民の会学習会「女川原発 再稼働して本当に大丈夫？」報告 大熊町 3.11 あの日 その後の避難生活 そして今



学習会「女川原発 再稼働して本当に大丈夫？～大熊町 3.11 あの日 その後の避難生活 そして今」を、1月27日（土）13時30分から、涌谷公民館交流ホールで開催しました。

まず、福島第1原発の立地自治体である大熊町の元役場職員、武内佳之さんにあの時の実体験を話していただきました。

2011年3月の大地震、津波、そして原発事故。事故のことは何も知らされないまま50台のバスを送り付けられ、行き先も言わずに「とにかく西へ逃げろ！」と・・・先が見えないまま田村市の体育館へ。その後、住民は会津若松、郡山、いわきの3か所に分かれて生活。13年経った今、大熊町の避難解除になった地域に住んでいるのは約600人。かつては13,000人を超える町でした。

参加者の質問と武内さんの回答をいくつか紹介します。

【障害を持っている人など弱者の対応は？】

・介護施設は自分のところの車で移動。自閉症など障害を持っている人の対応に困った。周りを気にして家に残った人もいたとのこと。寝たきりの人も自家用車で運んだ。

【痰の吸引など電源の必要な人はどうしたのか？】

・病院に入院していた人は、福島や郡山の病院に搬送。体育館に来た人もいた。

・三日目ぐらいに東京方面から救急車が何十台も来た。

【東電の社宅の人達が南に移動した噂。内部で知っていて住民には知らせないことが福島でもあったのか？】

・東電の社員は家族に連絡し、南の方に避難させたと後から聞いたが、役場に常駐している社員は否定。東電の隠ぺいか。

【大熊町にもどってきて仕事や生活はあるのか？】

・もどっているのは建設業者。どんな仕事が決着するかまだ分からない。

【中間貯蔵施設の見通しは？】

・国道6号線から東側、双葉町の境まで中間貯蔵施設になっている。30年後には汚染物を他の場所へ運び出し、土地は借りた人に返す計画。ほとんどの人が国に土地を売っている。30年後、今いる人はもういない。どんな約束をしたかうやむやにならないよう引き継いでいかないと、国の思うつぼになる。

次に司会は「女川原発の再稼働についてどう考えますか」と投げかけました。

最初に手を挙げた方が「女川原発はなぜダメなのですか？教えてください。」

司会は、女川の高野さんに発言を依頼しました。

東北電力は弱点を抱えながら再稼働を進めようとしている。溶けだしたものを水に入れると水蒸気爆発を起こす。ところが女川原発は水を張った水槽に受けるという。規制委員会がこれを認めているのがさらにおかしい。世界では、お金をかけてもコアキャッチャー（水に触れないようにして広げて冷やす）を設置している。地震の巣である日本の中でも女川が一番危ない原発と言われているのに。

「原発立地の条件に人口密度の高い地域を除いているのも原発が危険な証拠だ」という司会者の補足も含め、質問者もほかの皆さんも納得したようでした。

た。そして最後に「原発を止めるのは今ここにいる私たち。止めるのは今。頑張りましょう！」と、皆さんの気持ちをしっかりとまとめるような発言も出されました。

講師の武内さんは、次のようなメッセージで話を締めくくりました。

- 原発再稼働について、もしもの時の逃げる計画（どこへ、交通手段は、寝たきりの人はどうする など）が重要。そこが納得できて初めて稼働ではないか。
- 「安心して暮らせる」とはどういうことか。住民自身が考え、要望をぶつけないと、行政は動かない。UPZ住民の会は、その役割を果たすために必要な団体だと思う。

元旦に発生した能登半島地震、あわやという志賀原発の状況もあり、今回の学習会には 110 人の皆さんが参加、沢山の感想も寄せていただきました。

「役場職員である武内さんの苦勞が、私たちの考えている以上のものでした。」「改めて原発は安心安全ではないと思いました。」「問題は山積み。今の防災訓練は形式的だ。」「今後も勉強会を開いてください。」「東北電力に再稼働見直しを申し入れ続けて下さい。」「

2月20日、東北電力は9月ごろに再稼働すると発表しました。なおさら私たちは学習会を開き、そんな場合ではないことを周りの人に訴えていきたいと思えます。また、安全神話に浸りきっている首長を動かすのは難しいですが、武内さんの言うように要望をぶつけていかなければと思います。

最後に、志賀原発再稼働反対の運動をしている団体への募金を訴えて 41,000 円集まりましたので、志賀原発を廃炉に！訴訟原告団長で珠洲市在住の北野進さんに送ったことを付け加え、学習会の報告とします。

(女川原発UPZ住民の会 勝又治子)

大崎から～傍聴席の驚きと失望のどよめきは…

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会の会長を務めてこられた若井勉さんが1月19日にお亡くなりになりました。年末12月初めに、動く息苦しいということで受診したところ肺炎で即入院ということになり、処置後一旦退院したものの再入院し、帰らぬひととなってしまいました(84才)。たった1ヶ月半という短い闘病でした。あまりの急なことで呆然としています。お亡くなりになる2日前に電話を頂戴したのですが、ずいぶん息苦しい様子でした。おそらく死力をつくしての電話だったのだと思います。そこまで会のこと、わたくしのことを気にかけていただいたことにただただ恐縮しています。死因は肺炎の悪化だったと思っています。

心の広い、寛容と思いきやにみちた、しかし時にはふだん物静かさからは考えられない情熱的な話し方もされた、人間味にあふれた、敬愛する方のおひとりでした。彼のもと事務局長を務めましたが、用意した企画案、書類案について一度も異を唱えられたことはなかったと記憶します。それだけでなくまことに誠実にそれらを実行に移していただきました。

あらためて、若井さんのご逝去を悼み、冥福を祈りながら、紙面をお借りしてみなさまにお知らせいたします。若井さん、お世話になりました。

さて、今回の「鳴り砂」では、仙台高裁での大崎住民訴訟、放射性汚染廃棄物県外焼却について報告

したいと思えます。

○控訴審 即日結審 判決は6月6日



1月25日の控訴審第1回口頭弁論期日で、なんと即日結審となりました。裁判長は小林久起氏です。まず弁護団による控訴理由の意見陳述があり、専門家の証人尋問申請がおこなわれましたが、裁判長は二度の協議のための退廷ののち、証人尋問を却下し結審する旨を言い渡しました。法廷は一瞬どよめきました。わたくしも、こりゃだめだという考えが頭をよぎったものです。弁護団もたぶん裁判長の意をすぐには測りかねたのだと思います。例によって執拗に激しく食い下がりました。その食い下がりに応えて、少しずつ裁判長は考えを明らかにしたのです。

それについて、弁護団事務局長の松浦弁護士のreport(石巻地域の会通信 71号)から転写(転写部『J』)させていただきます。『一審判決の判断枠組みやその判断手法は妥当ではないこと、特措法において放射性廃棄物の定義が100 Bq/kgから8000 Bq

／kgに変更された理由・経緯、なぜ特措法に基づけば焼却が許されるのか、バグフィルターで微粒子が99.9%捕捉されるというが漏れはないのか、申し合わせや覚書が持つ意味等の多くの事情をしっかりとみて総合考慮した上で裁量判断が妥当かと検討すべきと考えているという趣旨の話がありました』

この裁判長の話で、傍聴席の驚きと失望のどよめきはようやく静まりました。裁判長は、原審の遣り取りはしっかり見ている、よってこれ以上の法廷での審議は不要としたのです。たしかに争点はしっかり押さえています。あながちその場しのぎのことばではないと思われまます。

小林裁判長の最近手がけた裁判に、「安保関連法案（'23.12）」「強制不妊手術（'23.10）」「いわき市民訴訟（'23.3）」「'22年度参院選一票の格差（'22.11）」などがあります。小林裁判長は、いずれにおいてもかなり踏み込んだ判決文を書いています。安保関連法では憲法判断を示し、強制不妊訴訟では国側の控訴を棄却、またいわき住民訴訟では国が東電に規制権限を行使しなかったのは重大な義務違反と踏み込んでいます（ただし国家賠償法上の責任までではない）。最後に挙げた参院選1票格差では、国会が是正しなかったのは裁量権を逸脱したものと評価せざるを得ないと、違憲の判断を示しました。こうした裁判実績を観ていきますと、さきほどの法廷での裁判長の発言はポジティブに響いてきます。我われの期待通りの判決も現実味を帯びてきます。

6月6日は判決言い渡しになります。ぜひみなさんも高裁法廷に足を運んでいただき、傍聴支援をお願いいたします。

○県外焼却を止めるよう宮城県に要望を提出 記者会見も

（放射性汚染廃棄物）焼却反対県民連絡会は、年明け早々の1月12日に宮城県環境生活部放射能汚染物質対策室に要望書を提出しました。わたくしもその焼却反対県民連絡会のメンバーの一人です。

要望は、「県外焼却を止める」、「搬出先を明らかにせよ」、「県外焼却の安全性が確認できる資料の提示を求める」の三項目です。

それに対する回答は、1月18日にメール添付文書で示されました。県外焼却を止めろと要望しているのに、「汚染廃棄物の処理を推進するため、引き続き各保管市町を支援してまいります」と、こちらに真向から対峙する姿勢がありありの内容です。搬出先については、「搬出先の自治体からは、風評被害等の懸念から、自治体及び事業者の特定につながる情報は非公表という条件で処理を受け入れていただいております」と、いつもの紋切り型、風評を隠れ蓑にした常套句です。そして県外焼却の安全性については、

「処理委託する廃棄物は、通常の方法で安全に処理できるものですが、搬出元の市町では、搬出から処分までの一連の工程が完了するまで責任を持って対応していくこととしております」と。ここでは特措法上安全、搬出元の市町の責任と、県が責任逃れをしています。残念ながら、今回の要望活動では新たな成果を引き出すことはできなかった、と言わざるを得ません。ただ、県民連絡会という活動団体があり、そこが大崎地域と連携しながら全県レベルで問題視しているということは、十分知らしめることができたと思っています。

要望書提出のあと、県政記者クラブで記者会見を行いました。記者会見というより、記者に県外焼却問題についてレクチャーをしたと言うほうがふさわしいかもしれません。TV局がカメラを回し続けていましたが、放映はされませんでした。ただHPにデジタル記事として掲載されました。河北新報の大崎総局が熱心に取材し、記事にしてくれました。

県外焼却は、大崎市が先鞭をつけ、美里町、涌谷町そして加美町へと広がりだしています。大崎市と美里町は完了し、涌谷町と加美町はこれからです。たぶん色麻町も追隨するものと思われまます。そうなれば大崎地域1市4町に蔓延することになります。恐ろしいのは、そこにとどまらないということです。文書開示で明らかになったように、県が音頭を取って、前述のように推進をしているわけです。これはたちまちのうちに全県に広がっていくと容易に想像できます。「8000Bq/kg以下は一般ごみ」と躊躇なく進められるでしょう。

この県外焼却は、「福島第一原発処理水海洋投棄」「除去土壌再生利用」とつながる問題としてとらえるべきとわたくしは思っています。県外焼却問題はけっしてローカルなちいさな問題ではないと常々思っているわけです。

（2024年2月24日 記 芳川良一）



第1 審査会の結論

「令和3年特定月日、特定労働基準監督署より特定事業場に出された「特定労災事故」に関する指導票1式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、受領者職氏名、印影及び報告期日を除き、開示すべきである。

東北電力女川原発における2021.7.12硫化水素流出・労災事故について、風の会・Sさんが「石巻労基署（宮城労働局長）」に「指導票」の文書開示請求を行なったところ、『不開示決定』がなされたことから、「厚生労働大臣」に対し審査請求を行ない、総務省「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問されていましたが、今年3月8日付で、厚労大臣に対する「答申書」が発出されました。

その答申内容は実質的に『完全勝利』です。

今後、この答申を受けて、改めて4月に開示請求を行なう予定です。

答申通りに情報開示がなされるかどうかまだまだ予断を許しませんが、労基署の対応を注視したいと思います（メンツをかけて不開示にするなら、訴訟にまで発展する可能性もあります）。

【解説】情報公開審査会「答申」は労基署・厚労大臣にとって“ヤブヘビ”！

前稿のとおり、3.8「答申」で不開示が容認されたのは「受領者職氏名、印影及び報告期日」の3つのみで、実質的に『完全勝利』です。Sさん、おめでとうございます！

まず、前二者の受領者（東北電力担当者）の個人識別情報については、最初から開示を求めていませんでしたが、むしろ労基署がそれらを見落としていたようで（文書全部が不開示だからと安易に考え？）、審査請求後に厚労省役人がその不備に気づき、不開示処分後に後付けで法第5条第1号を理由に追加するという、初歩的失態があったものです。

意外だったのは、3つ目の「報告期日」で、例えば労基署が「11月4日までに報告せよ」としていたのに、東北電力が「11月5日に報告（期限超過）」したことが分かれば、東北電力の“怠慢（期限順守意識の低さ）”

上記説明及び本件の事情を踏まえ検討すると、報告期日について、これを明らかにすると、当該事業場が報告期限内に報告したのか、あるいは期日を超過したのかが明らかになることが認められる。このような情報についてまで明らかにすることは、仮に報告期限を超過していた場合に、当該事業場との間の信頼関係を失わせるとの諮問庁の説明は、これを否定できない。

したがって、当該部分は法5条6号イに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

が明らかになってしまおうとして、公正・厳密な審査会としては、東北電力が労基署を逆恨みして非協力的になることに配慮し、「当該事業所との信頼関係を失わせる」可能性が「否定できない」として、「報告期日」の不開示を容認しました。私たちにとってこの期日情報は‘どうでもいい’ものですが、この審査会の不開示容認答申によって、労基署と東北電力との「信頼関係」とは、所詮、労基署が把握した東北電力の“怠慢（期限超過）”を第三者・市民に‘内緒にしてあげる・してもらう’という「秘密の共有」により成り立っている実態や、そのような労働監督行政の“思いやり？”（大企業である東北電力に対するへつらい・忖度）が暴露されただけで、労基署側にとってはむしろ“ヤブヘビ・有難迷惑”だったのではないのでしょうか。

エ 指導事項について

当該部分は、本件労災事故に関し、特定労働基準監督署の監督官が指導をした内容であり、法5条1号に規定する個人に関する情報が含まれているとは認められない。また、上記（3）のとおり、特定事業場が自らその主な指導内容及び指導を踏まえた再発防止対策等を具体的に公表していることが認められ、同様の内容が特定地方公共団体のウェブサイトからも確認できる。諮問庁は、当該情報は、飽くまでも実際の指導内容が推測できるにすぎない情報であり、当該情報と行政機関が特定の事業場に対する指導内容等が記載された行政文書を開示することにより明らかとなる情報とでは、情報の信憑性において大きな懸隔があり、同一に取り扱うことは不相当である旨説明する。しかしながら、特定事業場及び特定地方公共団体のウェブサイトによる公表状況を勘案すると、当該指導事項を公にしても、特定事業場と特定労働基準監督署との信頼関係が失われるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれや臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

＜*おそらく労基署側にとっても、「報告期日」の不
開示容認とその判断理由は予想外だったのでは？＞
さて、肝心の「指導事項について」の内容につ
いては、労基署・厚労大臣の弁明は完全に否定されま
したので、まさに実質完全勝利です。

答申を受け、労基署側が最後まで抵抗するのかわ
りか（訴訟覚悟で再度不開示にするのか）、成り行き
を見守りたいと思います。

＜2024.3.14 記＞

（仙台原子力問題研究グループ 1）

【インフォメーション】

【詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい】

第521回女川原発の再稼働を止める！ 福島原発事故を忘れない！子供を守れ！ 汚染はいらない！脱原発みやぎ金曜デモ

日時：3月29日（金）元鍛冶丁公園
（18時15分集会、18時35分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会（代表 西）
〈連絡先〉070-5092-1701（西）
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com
ブログ：<http://miyaginonuke.blog.fc2.com/>
[twitter:@miyagi_no_nuke](https://twitter.com/miyagi_no_nuke)

【ゆうちょ銀行口座】

記号 18110 番号 38470971
名義 みやぎ金曜デモの会

学習講演会「再エネと市民電力の未来」

講師：飯田哲也氏
（NPO 法人環境エネルギー政策研究所 所長）
日時：3月30日（土）13時30分～16時30分
会場：仙台市シルバーセンター第2研修室
〈参加費無料〉 オンライン視聴可
主催：みやぎ地域市民電力連絡会
〈連絡先〉070-2010-3777 広幡

止めよう！女川原発再稼働 落合恵子さん講演会

「いま、ここ、あなた(わたし)から」

日時：4月21日（日）14時～16時
会場：仙台弁護士会館4階ホール
参加費：500円 〈ZOOM視聴可〉
主催：子どもたちを放射能から守り 原発から自然
エネルギーへの転換をめざす女性ネットワ
ークみやぎ
ブログ：joseinet-miyagi
メール：housyanoujoseinet@hotmail.co.jp
TEL・FAX：022-215-3120 090-2983-6435

女川原発再稼働差止訴訟控訴審

第3回口頭弁論期日 仙台高裁第3民事部
4月17日（水）15時～ 101号法廷

放射能汚染廃棄物の焼却差止め 大崎住民訴訟控訴審 判決

仙台高裁第2民事部
6月6日（木）15時～ 101号法廷
【報告集会】仙台弁護士会館4階

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第9回口頭弁論期日 仙台高裁第1民事部
6月18日（火）14時～ 101号法廷
第10回期日 9月10日（火）14時～

【編集雑記】

- 『河北新報』、3月17日、女川原発2号機再稼働に、反対43.9%、賛成41.4%と、昨年と逆転するインターネットによる意識調査結果を公表した。能登半島地震の影響、「意見広告運動」の効果か！
- 13年経った現在も、2011年3月11日19時3分から「原子力緊急事態宣言」が発令中！！
（空）

【もくじ】

- 3.23 全国集会を成功させ、その力で
9月再稼働を止めよう！ ……1
- 原発の電気は安くないことを事実上認めた
東北電力 ……3
- これ以上廃棄物の発生を増やさないため
原発を止める働きかけを ……5
- 東北電力；裁判体の変更を目論み
「裁判引き延ばし」戦術に！ ……7
- 脱原発仙台市民会議、避難計画を仙台市に問う ……8
- 住宅追い出し裁判／原発事故の居住権問題を
災害救助法で裁くこと自体が無理 ……9
- 女川原発 再稼働して本当に大丈夫？ ……10
- 大崎から～傍聴席の驚きと失望のどよめきは ……11
- 答申内容は実質的に『完全勝利』 ……13
- インフォメーション ……14

【別冊もくじ】

- 福島原発事故原因：「地震後運転操作」の不適切さ
＝東電の責任！ ……1
- 別組織「安全性検討会」等が必要 ……4
- 女川原発アラカルト ……5
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……7
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……8
- 皆様のお扶けを ……8